

○租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の四第一項及び第二項並びに第二十七条の五第一項及び第二項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の二第一項各号及び第四十二条の五第一項各号の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産を指定した件

（制定）平成三十年十一月二十九日経済産業省告示第二百三十二号  
（一部改正）令和二年三月三十一日経済産業省告示第七十一号

1 租税特別措置法施行令第五条の四第一項及び第二十七条の五第一項に規定する機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものは、機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物であつて、次の各号に掲げる特定事業者（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七条第三項ただし書に規定する特定事業者をいう。以下この項において同じ。）、特定連鎖化事業者（同法第十九条第一項に規定する特定連鎖化事業者をいう。）（同法第十九条第一項に規定する特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業（同法第十八条第一項に規定する連鎖化事業をいう。以下この項において同じ。）の加盟者（同法第十八条第一項に規定する加盟者をいう。以下この項において同じ。）若しくは管理関係事業者（同法第二十九条第二項第二号に規定する管理関係事業者をいう。以下この項において同じ。））（認定管理統括事業者又は管理関係事業者が同法第十八条第二項ただし書に規定する特定連鎖化事業者である場合には、これらの者が行う連鎖化事業の加盟者を含む。）の区分に応じ当該各号に定める設備又はシステムを構成するものとする。

一 特定事業者、特定連鎖化事業者（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十九条第一項に規定する特定連鎖化事業者をいう。）（同項に規定する特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者を含む。）又は認定管理統括事業者若しくは管理関係事業者（認定管理統括事業者又は管理関係事業者が同法第十八条第二項ただし書に規定する特定連鎖化事業者である場合には、これらの者が行う連鎖化事業の加盟者を含む。）のうち、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等（同法第三条第一項に規定する工場等をいう。以下この項において同じ。）を設置しているもの 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者のうち専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針（平成二十二年 財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 告示第一号）の(1)に規定する事務所等関連高度省エネルギー増進設備等

二 特定事業者又は認定管理統括事業者若しくは管理関係事業者のうち、製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているもの 特定事業者又は認定管理統括事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針（

平成二十二年 財務省、厚生労働省、農林水産省、  
経済産業省、国土交通省 告示第一号)の3に規定する製造業関連高度省エネルギー増進設備等

三 特定事業者又は認定管理統括事業者若しくは管理関係事業者のうち、鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に属する事業の用に供する工場等を設置しているもの 特定事業者又は認定管理統括事業者のうち鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針(平成二十二年経済産業省告示第六十八号)の5に規定する鉱業等関連高度省エネルギー増進設備等

四 特定事業者又は認定管理統括事業者若しくは管理関係事業者のうち、上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置しているもの 特定事業者又は認定管理統括事業者のうち上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針(平成二十二年 厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省 告示第一号)の4に規定する上水道業等関連高度省エネルギー増進設備等

2 租税特別措置法施行令第五条の四第二項及び第二十七条の五第二項に規定する機械その他の減価償却資産で工場等におけるエネルギーの使用の合理化に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものは、工場等連携関連高度省エネルギー増進設備等(機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備、構築物並びにソフトウェア(これらの資産のうち、冷凍機、冷蔵庫、空調設備、自動販売機又は業務用給湯器に該当するものを除く。)をいう。)とする。

3 租税特別措置法施行令第五条の四第三項及び第二十七条の五第三項に規定する機械その他の減価償却資産で貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものは、荷主連携関連高度省エネルギー増進設備等(機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウェア(これらの資産のうち、冷凍機、冷蔵庫、空調設備、自動販売機又は業務用給湯器に該当するものを除く。)をいう。)とする。

制定文

平成三十年十二月一日から適用する。

一部改正文

令和二年四月一日から適用する。